

## 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

都道府県名 : 福岡県

農業委員会名 : 久山町農業委員会

### I 法令事務(遊休農地に関する措置)

#### 1 現状及び課題

現 状 (平成27年2月現在)	管内の農地面積(A)  247ha	遊休農地面積(B)  0.06ha	割合(B/A×100)  0.0002%
課 題	現在、遊休農地はほとんど見られないが、農業経営者の高齢化、担い手不足等により、離農者が増加すると考えられる。遊休農地の発生を防止するためにも、農地の集積をはじめ、集落営農のあり方を検討する必要がある。		

#### 2 平成27年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	遊休農地の解消面積 0.05ha		
	目標案設定の考え方: 現在、遊休農地化しつつある農地について、解消を図り、良好な農地環境を形成する。		
活 動 計 画	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
	9月～11月	11人	11月～12月
	調査方法	農業振興区域については、9月に、農業委員全員による農地パトロールを実施する。それ以外の農地については、11月までに農業委員が、担当地区を1筆ずつ調査し、農地の利用状況を確認する。	
遊休農地への指導	実施時期: 1月～3月 区域外所有者については、シルバー人材などを斡旋し適正管理に努める。		

### II 促進等事務

#### 1 認定農業者等担い手の育成及び確保

##### (1) 現状及び課題

現 状 (平成27年2月現在)	農 家 数	341戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	9戸	9経営	法人	団体
	農業生産法人数	1法人			
課 題	規模拡大を進める農家は少数で、小規模の兼業農家が多く、高齢化も進んでいる。意欲ある農家や機械利用組合には認定農業者や法人化を勧め、また重要な担い手である女性農業者の積極的な地域農業への参加を促進する必要がある。				

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 案	1経営	法人	団体
	目標設定の考え方: 意欲ある農家や機械利用組合には認定農業者や法人化を勧め、また重要な担い手である女性農業者の積極的な地域農業への参加を促進するため、農家相談を随時実施する。		
活 動 計 画 案	農家集会等の会合を利用し、水稲又は畑作経営に意欲ある農業者の掘り起こしを行う。		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集 積 率
(平成27年2月現在)	247ha	6.6ha	2.7%
課 題	営農類型において、水稲経営者が2名となっており、規模拡大にも限界がある。今後、水稲経営又は畑作経営を行なう担い手を育成し、農地の集積を図る必要がある。		

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積 1.0ha
	目標案設定の考え方: 利用権の設定が切れる農地で、継続契約が見込まれそうにない農地の集積を行う。
活 動 計 画 案	各農区において人・農地プランの作成を行うよう推進することで、農地の出し手と受け手の要望を把握し、効率的な集積を図る。随時、農区の会合や相談窓口等により農地の利用情報を入手し、離農者が耕作していた農地は速やかに担い手に集積する。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A × 100)
(平成27年2月現在)	247ha	0ha	0%
課 題	違反転用は発生していない。今後とも違反転用が発生しないようパトロール等の強化を図る。		

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用の解消面積 Oha
	目標案設定の考え方:違反転用案件がないため、これを維持する。
活 動 計 画 案	農地パトロール及び一筆調査の実施、更に農業委員による所有者への声かけを行い、違反転用の発生を未然に防止する。

4 農地パトロール

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	農業振興地域については、9月に農業委員全員で農地パトロールを実施している。 更に区域外についても9月から11月にかけて1筆調査を実施している。
課 題	耕作放棄地、遊休農地等の利用状況調査を実施しているが、それ以外にも、農業施設の管理状況や、作付指導など農業経営者に対して細やかな指導ができるように現地調査を行なわなければならない。

(2) 平成27年度の活動計画案

目 標 案	農業委員全員による農業振興区域内の農地パトロールを実施し、それ以外の農地についての1筆調査を実施する。 調査結果をまとめ、農家指導の資料を作成する。
	目標案設定の考え方:農地パトロールの実施に加え、1筆調査を実施することにより、全農地の違反転用、遊休農地の発生を防止する。また、細部にわたる資料作成を行い、細やかな指導を目指す。
活 動 計 画 案	9月に農業振興区域内の農地パトロールを実施する。 9月から11月にかけて区域外農地の1筆調査を実施する。 12月までに調査結果を元にした資料作成を行う。

5 農地情報の整備

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	農家・農地台帳の電算化に伴い、適正な台帳管理が行なわれている。平成23年度においては、固定資産台帳システム、住民基本台帳システムとの連携が済み、情報の正確性が増した。平成25年度において地図システムとの連携を行った。 また、平成26年度に農地法の改正に対応して、平成27年4月から農地台帳の公開を行うようシステムの改修を実施した。
課 題	農家・農地台帳内のデータの精査を行い、正確な情報の提供ができるよう、随時更新を行なう必要がある。また、農業経営者へのアンケートを定期的実施し、経営意向等の情報を収集する必要がある。

## (2) 平成27年度の活動計画案

目 標 案	農地・農家台帳の随時更新に努め、適正管理を行なう。 農家意向調査を実施し、農業振興に反映させる。
	目標案設定の考え方: 効率よく的確な農業振興計画を立てるためにデータを活用できるよう、台帳の整理を行なう。
農地基本台帳の情報の更新に関する活動計画案	毎月、住民基本台帳データを更新するとともに、年1回固定資産異動データの更新を行なう。また、法務局からの土地の異動通知に基づき地図データの更新を反映する。

## 6 農業者と消費者との交流

### (1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	農業経営者との懇談会である「百姓談義」を平成24年度から再開し、広く意見を求めることによって町の農業行政に対し、農業者の意見を反映させる。
課 題	農業振興と町の活性化を目指し、農業者の立場で何ができるかを考える必要がある。また、成功事例等を研究することによって農業の安定化を図るとともに、消費者のニーズに合った事業展開を行う必要がある。

### (2) 平成27年度の活動計画案

百姓談義開催計画案	農繁期以後において、農業経営者、消費者、行政による懇談会を実施する。 地区ごとでの農業懇談会を実施する。
-----------	---